

(3) 騒音・振動

①騒音・振動の概況

騒音・振動は人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題になることが多く感覚公害と呼ばれています。とりわけ騒音は、発生源が工場・事業場、建設作業、交通機関から飲食店のカラオケ、さらには私たちの家庭生活によるものまで多種多様です。振動については、工場・事業場、建設作業、道路などから発生する振動が主に地盤を媒体として伝わり、周辺住民の生活環境に影響を与えるもので、その発生源は騒音とほぼ同一であり、騒音とともに発生することが多くなっています。

釧路市は、昭和44年11月に騒音規制法に基づく指定地域、昭和53年3月に振動規制法に基づく指定地域の指定を受けています。騒音・振動の指定地域においては工場・事業場及び建設作業による騒音・振動の排出基準や環境基準が適用されます。

釧路市における騒音に関する苦情としては、建設作業によるものが最も大きな原因となっています。また、住宅と近接している工場・事業場からの騒音についても苦情が発生しています。

近年では、市内の過密化や生活様式の多様化に伴い、日常生活に起因する近隣騒音などによる苦情が発生しています。

また、自動車騒音、航空機騒音ともに、環境基準を達成しています。

②発生源の概況

ア. 騒音・振動発生特定施設

工場・事業場に設置する施設のうち著しい騒音及び振動を発生する施設について、騒音・振動の指定地域内においては騒音規制法、振動規制法、釧路市公害防止条例により、指定地域外においては北海道公害防止条例により、その設置や変更の際して事前に届出義務が課せられています。

上記の法令等に基づく騒音発生特定施設の届出状況は表3-2-15、振動発生特定施設の届出状況は表3-2-16のとおりです。

表3-2-15 騒音発生施設の届出状況 (平成20年度)

施設の種類	区分	騒音規制法 該当	北海道公害 防止条例該当	釧路市公害 防止条例該当	合計
金属加工機械		85	22	26	133
空気圧縮機等		803	772	—	1,545
土石用破碎機等		23	49	—	69
織機		—	—	—	—
建設用資材製造機械		10	4	—	14
穀物用製粉機		—	9	—	9
木材加工機械		122	89	25	236
抄紙機		3	4	—	7
印刷機械		75	3	—	78
合成樹脂用射出成型機		4	11	—	15
鋳造型機		1	—	—	1
冷凍機		—	—	22	22
ジーゼル発電機		—	—	2	2
ジーゼル等エンジン		—	—	3	3
施設数合計 (上記施設を保有する工場等の総数)		1,126 (214)	963 (106)	78 (37)	2,134 (357)

表3-2-16 振動発生施設の届出状況

(平成20年度)

施設の種類	区分	振動規制法 該当	北海道公害 防止条例該当	合計
金属加工機械		99	25	124
圧縮機等		215	201	402
土石用破砕機等		22	50	72
織機		—	—	—
コンクリート製品製造施設		6	6	12
木材加工機械		10	16	26
印刷機械		45	—	45
ゴム練用製造施設等		—	—	—
合成樹脂用射出成型機		—	1	1
鋳造型機		—	—	—
遠心分離機		—	108	108
ジーゼル発電機		—	—	—
冷凍機		—	—	—
施設数合計		397	394	790
(上記施設を保有する工場等の総数)		(129)	(86)	(215)

平成20年度末における届出事業場は、騒音発生施設が357事業場、振動発生施設が215事業場となっています。施設の種別をみると金属加工機械、空気圧縮機(コンプレッサー)、木材加工機械及び印刷機械などが多くを占めています。

イ. 特定建設作業

建設作業による騒音・振動は、作業時間が短く一過性のものですが、使用する作業機械は一般に衝撃力を利用するものが多いため、その騒音のレベルが高く、また強い振動を伴うことから問題を生ずることがあります。建設作業のうち、著しい騒音・振動を発生するくい打ち機などを使用する作業については、騒音規制法、振動規制法により特定建設作業として届出義務が課せられており、発生する騒音・振動及び作業時間などについて規制されています。釧路市では、特定建設作業の実施にあたり、周辺住民への工事説明や騒音防止対策の実施などを指導しています。

また、釧路市建設作業指導要綱により、作業が1日で終了する場合や指定地域以外で行われる場合、または無騒音・無振動工法など特定建設作業に該当しない場合でも、工事内容の報告書の提出を求め、法規制に準じた指導を行っています。

平成20年度における騒音規制法、振動規制法による特定建設作業の届出件数及び釧路市の指導による報告書の提出件数は、表3-2-17のとおりです。

表3-2-17 特定建設作業届出数及び報告書数

(平成20年度)

騒音規制法該当		振動規制法該当		市要綱に基づく報告書の提出	
くい打機	2	くい打機	2	1日を超えない作業	0
さく岩機	13	ブレーカー	13	指定地域外の作業	21
空気圧縮機	3	破砕機	0	無騒音・無振動工法	104
バックホウ	8	鋼球	0	その他	0
トラクターショベル	1				
ブルドーザー	0				
合計	27	合計	15	合計	125

③一般地域（定点）における騒音・振動の状況

ア. 環境騒音

釧路市では、一般地域における騒音の実態を把握するため、環境騒音調査を実施しています。土地利用状況を考慮して、16地点を選定し、8地点ずつ2年に分けての定点測定を実施しています。平成20年度は図3-2-23に示す8地区について、調査を実施しました。環境騒音の測定結果は表3-2-18のとおりで、測定8地点中6地点が全時間帯とも環境基準を達成しています。

表3-2-18 環境騒音測定結果 (平成20年度)

類型	用途地域	番号	測定地点	測定結果 (単位: デシベル)					
				昼間			夜間		
				環境基準			環境基準		
A	第1種低層住居専用地域	1	昭和南 6-18	55	46	○	45	41	○
		2	美原 5-61	55	48	○	45	39	○
		3	桜ヶ岡 6-29	55	47	○	45	41	○
		4	武佐 4-3	55	43	○	45	36	○
	第1種中高層住居専用地域	5	大楽毛西 1-20	55	48	○	45	50	×
		6	弥生 2-11	55	51	○	45	46	×
B	第1種住居地域	7	新富士町 4-7	55	46	○	45	42	○
C	近隣商業地域	8	白金町 15	60	49	○	50	44	○

- ※ 1 番号は、図3-2-23の番号に対応
 2 時間区分 昼間 (6:00~22:00) 夜間 (22:00~6:00)
 3 測定値は等価騒音レベル
 4 環境基準の達成状況: ○達成、×未達成

図3-2-23 環境騒音測定地点図



※ 図中の「●」は平成19年度測定地点 (参考)

イ. 自動車騒音

鉏路市では、自動車騒音の実態を把握するため、平成20年度は、図3-2-24のとおり主要幹線道路等に面する地域6地点で騒音の測定と交通量の調査を実施しました。

環境基準の達成状況は表3-2-19のとおりで、すべての地点で自動車騒音に係る要請限度（141ページ用語解説参照）を下回っています。

表3-2-19 自動車騒音測定結果

(平成20年度)

番号	道路名	測定地点	類型	測定結果(単位:デシベル)								交通量 (台)
				昼間				夜間				
				環境 基準	要請 限度			環境 基準	要請 限度			
1	国道38号線	大楽毛1-9	C	70	75	71	○	65	70	66	○	18,972
2	道々鉏路環状線	昭和町4-8	B	70	75	67	◎	65	70	60	◎	18,648
3	道々鉏路鶴居弟子屈線	新橋大通3-1	C	70	75	66	◎	65	70	58	◎	11,472
4	国道44号線	新鉏路町6	C	70	75	66	◎	65	70	60	◎	16,548
5	市道久寿里橋通	鶴ヶ岱1-10	B	70	75	69	◎	65	70	63	◎	10,878
6	道々鉏路環状線	春採3-1	C	70	75	68	◎	65	70	62	◎	11,016

※1 地図番号は、図3-2-24の番号に対応

2 時間区分：昼間（6:00～22:00） 夜間（22:00～6:00）

3 測定値は等価騒音レベル、交通量は12時間（7:00～19:00）である

4 基準適否：◎環境基準達成、○環境基準を超え要請限度以下、×要請限度を超過

図3-2-24 自動車交通騒音・道路交通振動測定地点図



ウ. 道路交通振動

平成20年度、道路交通振動は表3-2-20のとおり、自動車騒音と同じ6地点において測定を実施しました。

道路交通振動については、環境基準は設定されていませんが、昼間・夜間とも特に問題となるような大きな値は測定されず、全ての地点で要請限度を大幅に下回っています。

表3-2-20 道路交通振動測定結果

(平成20年度)

番号	道路名	測定地点	測定結果(単位:デシベル)					
			昼間			夜間		
			要請 限度			要請 限度		
1	国道38号線	大楽毛1-9	70	45	○	65	39	○
2	道々釧路環状線	昭和町4-8	65	44	○	60	43	○
3	道々釧路鶴居弟子屈線	新橋大通3-1	70	42	○	65	41	○
4	国道44号線	新釧路町6	70	41	○	65	40	○
5	市道久寿里橋通	鶴ヶ岱1-10	65	47	○	60	45	○
6	道々釧路環状線	春採3-1	70	49	○	65	46	○

- ※1 番号は、図3-2-24の番号に対応
 2 時間区分: 昼間(8:00~19:00) 夜間(19:00~8:00)
 3 測定値は16時間連続測定(1時間1回)した80%上端値の時間区分ごとの平均である。
 4 基準適否: ○要請限度以下、×要請限度を超過

エ. 航空機騒音

平成20年度、図3-2-25のとおり釧路空港周辺3地点で調査を実施しました。
 環境基準の達成状況は、表3-2-21のとおりで、全地点で環境基準を達成しています。

表3-2-21 航空機騒音測定結果

(平成20年度)

番号	測定地点	類型	環境基準	測定結果 (単位:WECPNL)		測定回数	実施機関
1	駒牧9	Ⅱ	75	67	○	1	北海道
1	駒牧9	Ⅱ	75	64	○	1	釧路市
2	桜田11	Ⅱ	75	64	○	1	北海道
2	桜田11	Ⅱ	75	65	○	1	釧路市
3	桜田13	Ⅱ	75	60	○	1	釧路市

- ※1 番号は、図3-2-28の番号に対応
 2 環境基準の達成状況: ○達成、×未達成
 3 調査実施期間 北海道(平成20年9月17日~9月23日)、釧路市(平成20年10月7日~11月8日)

図3-2-25 航空機騒音測定地点図及び当てはめ地域

